

議案第21号

生鮮食料品等価格安定資金貸付基金条例を廃止する条例案

生鮮食料品等価格安定資金貸付基金条例（昭和49年大阪市条例第43号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成26年2月14日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

生鮮食料品等価格安定資金貸付基金を廃止するため、条例を廃止する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 考)

生鮮食料品等価格安定資金貸付基金条例

(設 置)

第1条 生鮮食料品等の価格の安定を図るため必要な資金を貸し付けることを目的として、生鮮食料品等価格安定資金貸付基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金の額)

第2条 基金の額は、300,000,000円以内とする。

(貸付対象)

第3条 資金の貸付けを受けることができる者は、中央卸売市場の卸売業者、仲卸業者及び中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく市内の小売業者で組織する事業協同組合等で本市の施策に係る生鮮食料品等価格安定事業を実施する者とする。

(貸付金額)

第4条 資金の貸付金額は、生鮮食料品等価格安定事業を実施するため必要と認められる額とする。

(貸付利率)

第5条 貸付金の利率は、貸付対象事業に応じて市長が定める。

(利息の減免等)

第6条 市長が特別の事由があると認めるときは、貸付利息を減免し、又はその支払を猶予することがある。

(償還期限)

第7条 貸付金の償還は、1年以内とする。

(施行の細目)

第8条 基金の管理その他この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。